

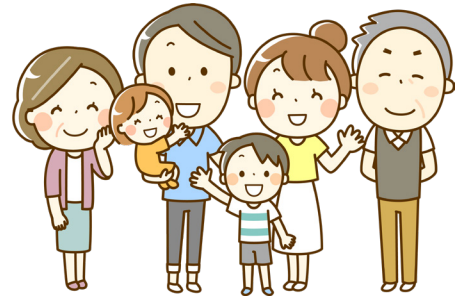
7月中旬
発送開始

新しい被保険者証（保険証）を送付します

被保険者証は8月1日に更新されます

国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者証は、特定記録郵便で郵送します。届いたら内容の確認をお願いします。

特定記録郵便は、配達の際に自宅の郵便受に投函されますので、配達時に不在でも受け取ることができます。また、郵便物の配達状況が郵便局に記録されます。



国民健康保険の「被保険者証」

茨城県国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証	有効期限 令和6年7月31日 記号番号
氏名 筑西 太郎	性別 男
生年月日 〇〇年 月 日	負担割合 割
適用開始年月日 〇〇年 月 日	
世帯主氏名 筑西 太郎	
住所 茨城県筑西市	
高齢受給者証発行期日 年 月 日	
交付年月日 令和5年 8月 1日	
交付者の名称及び印 茨城県筑西市内 360番地 筑西市	
保険者番号 080986	

下記の場合は手続きが必要です

- 社会保険などに加入したとき
国保喪失手続きが必要です。
持参品：国民健康保険証、加入した健康保険証
- 世帯主、住所が変更になるとき
記載内容変更手続きが必要です。
持参品：世帯全員の国民健康保険証
- 就学や施設入所のため住民票が筑西市にないとき
記載内容変更手続きが必要です。
持参品：在学、入所証明書など

70～74歳の方は、赤文字部分の記載があり、高齢受給者証を兼ねています。

【有効期限】令和6年7月31日

※次の人は有効期限が異なります

- ・誕生日で70歳になる人……誕生月の月末（1日生まれの人は前月末）
- ・誕生日で75歳になる人……誕生日前日
- ・外国人……在留期間の満了の日
- ・保険税の未納がある世帯の人……10月31日

【問】医療保険課（本庁1階） ☎24-2103

各種届出などには、窓口に来る人の身分証明書、世帯主と手続き対象者のマイナンバーが必要です。届出の内容によって持参品が異なりますので、詳しくは問い合わせてください。

後期高齢者医療の「被保険者証」

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和6年7月31日
交付年月日	令和5年8月1日
被保険者番号	00000001
住所	茨城県筑西市内360番地
氏名	筑西 太郎 男
生年月日	昭和55年5月5日
医療保険開始日	平成20年4月1日
発給期日	平成20年4月1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39082276 茨城県後期高齢者医療広域連合 印

下記の場合は手続きが必要です

- 所得の修正申告や世帯状況が変更になるとき
窓口自己負担割合が変わる場合があります。その場合は新しい被保険者証が交付されますので、古い被保険者証を医療保険課に返却してください。
 - 被保険者証を紛失したり破れて使えなくなったとき
再交付しますので、医療保険課又は各支所に申請してください。
- ※後期高齢者医療に関する各種通知書などを、被保険者の住所以外に送付することができます。希望する場合は医療保険課又は各支所に申請してください。

【問】医療保険課（本庁1階） ☎24-2103

県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎029-309-1213

新しい被保険者証は紺色です

要申請

医療福祉費支給制度（マル福制度） はぐくみ医療費支給制度をご利用ください

●医療福祉費支給制度（マル福制度）

妊産婦、小児、ひとり親家庭の母子・父子、重度心身障がい者のみなさんに対して、安心して必要な医療を受けることができるよう、医療費の一部を助成します。

●はぐくみ医療費支給制度 ※市独自制度

マル福制度の対象年齢や所得制限により助成を受けられない妊産婦やお子さん、マル福妊産婦対象疾病以外の医療費を助成します。



●助成方法

- ・ 県内の医療機関 ……
医療機関で受給者証を提示してください。
- ・ 県外の医療機関 ……
医療機関で支払いを済ませ、翌月以降に領収書を持参のうえ市役所での申請が必要です。

※申請が遅れたときには申請月の初日より該当となります。
※交通事故などの第三者行為や学校でのけがについては、基本的に対象外です。

種別	対象	対象期間	助成内容	更新
妊産婦	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦 【マル福制度】 産科・婦人科医などで受診するときのみ有効 【はぐくみ医療支給制度】 ① 所得制限によりマル福制度の対象とならない人 ② 産科・婦人科以外の医療機関での受診分	母子健康手帳交付月の初日～出産月の翌月末	保険診療分の医療費で、自己負担金を超える医療費を助成。 (重度心身障がい者などの自己負担金は無し)	不要
小児	0歳～高校3年生学年末までの子 【マル福制度】 中学・高校生は入院診療のみ有効 【はぐくみ医療支給制度】 ① 所得制限によりマル福制度の対象とならない子 ② 中学・高校生は外来診療分	出生日～高校3年生相当の3月31日	【自己負担金について】 ● 外来自己負担金 …… 1 医療機関につき1日600円 (600円未満はその額) 月2回まで ● 入院自己負担金 …… 1 医療機関につき1日300円 月3,000円限度 ● 調剤薬局 …… 無し	誕生月の下旬
ひとり親	【マル福制度】 ひとり親家庭の親と18歳未満の子※1 (受給には条件あり)	申請の日～子が18歳になった年の3月31日※2		6月下旬
重度心身障がい者など	【マル福制度】 ① 身体障害者手帳1・2級 (内部障がいは3級まで) ② 療育手帳のA・A判定 又は B判定かつ身体障害者手帳3級該当者 ③ 障害年金1級 ④ 精神障害者福祉手帳1級 ⑤ 特別児童扶養手当1級 ※ 65歳以上75歳未満の人は上記条件のいずれかに該当し、かつ後期高齢者医療制度に加入した人	手帳交付月の初日～	マル福制度は、所得制限があります。詳しくは、ホームページをご覧ください。 	6月下旬

※1 配偶者が重度心身障がい者などに該当し、一定期間を経過すると、その家族（18歳未満の子がいる場合）は婚姻中でもひとり親に準じるものとして認定されます。

※2 子が重度心身障がい者などに該当していたり、定時制高校などに在学中であったりする場合、申請により20歳まで期間が延長される場合があります。

【申】【問】 医療保険課（本庁1階） ☎ 24-2103